# 第五種共同漁業権遊漁規則

内共第37号 第44号 第45号

令和6年1月1日施行

宮川下流漁業協同組合

# 宮川下流漁業協同組合内共内共第 37 号、内共第 44 号 及び内共第 45 号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、宮川下流漁業協同組合(以下「組合」という。)の有する内共内共第37号、内共第44号及び内共第45号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、やまめ、にじます、いわな、こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、あじめどじょう、かじか及びよりのぼりをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合 に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。
- 3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又による 遊漁の場合には第 14 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該 遊漁の承認により当該水産動植物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁 者(第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動植物の 採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 14 条に規定する場合 を除き、第1項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により 組合に納付しなければならない。

(キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる 期間において、疑似餌釣り(ルアー・フライ・テンカラ)でカエシのな い(バーブレス)シングルフック1本を使用した竿釣り以外の漁具・漁 法により遊漁をしてはならない。この場合においては、採捕したア欄の 魚種の所持又は販売をしてはならず、その場で放流しなければならな い。

ア.魚 種	イ.区 域	ウ.期 間
	坂上発電所放水口の上流端から飛騨	
やまめ、いわ	市宮川町忍橋下流端までの区域の宮	3月1日から9
な、にじます	川及びその間に流れ込む森安谷の宮	月9日まで
	川合流点から上流 100m までの区域	

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

## (漁具・漁法の制限)

第4条 次の表のア欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄の漁具・ 漁法により、ウ欄の規模で行わなければならない。

ア. 魚 種	イ. 漁具・漁法	ウ. 規 模
あゆ	友釣りに限る	<ul><li>釣竿は1本、掛け針は</li><li>4本以内、逆さ針より</li><li>20 cm以内とする。</li><li>舟釣り、リール、オトリルアーの使用は禁止。</li></ul>
やまめ、にじます、いわな、こい、おいかわ、うぐい、うなぎ、あじめどじょう、かじか、よしのぼり (以下「雑魚」という。)	手 釣・竿 釣 (餌釣り、毛針釣り、 ルアー釣りをいう。た だし手釣はうなぎに限 るものとする)	釣竿はやまめ、にじます、いわなを対象とする場合は1本、その他の魚種の場合は3本以内、舟の使用は禁止とする。

#### (遊漁期間)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に 掲げる期間内で行わなければならない。

漁業の名称	期間
あめ漁業	5月11日以降で組合が定めて公示する日から11月
め、伊信未	30 日まで。
やまめ漁業	
いわ な漁業	3月1日から9月9日まで。
にじます漁業	
こい漁業	
う な ぎ漁業	3月1日から11月30日まで。
おいかわ漁業	3 Д I I M 6 II Д 30 I L С.
よしのぼり漁業	
あじめどじょう	
漁業	9月1日から11月30日まで。
か じ か漁業	
う ぐ い漁業	6月1日から11月30日まで。

2 前項の公表は、組合に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

#### (禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

ア.区 域	イ.期間	ウ.魚種
宮川の打保発電所堰堤上流端から上流 100 メートル		
下流端から下流 100 メートルの区域		
宮川の坂上発電所堰堤上流端から上流 100 メートル		
下流端から下流 100 メートルの区域	1月1	
小鳥川の下小鳥発電所堰堤下流端から下流 200メー	日から	全魚種
トルの区域	12月31	土思悝
小鳥川の下小鳥発電所放水口の上流 50 メートルから	目	
下流宮川合流点までの区域		
洞谷の大字洞サイノカミ 408番地 - 90より上流全域		
(林道と洞谷の交わる地点より上流全域)		

天生谷川の飛騨市河合町天生の天生谷川とかんざく	
れ谷の合流点より上流全域	
菅沼谷の数河開拓水路取水頭首工より上流全域	
宮川の蟹寺発電所堰堤上流端から上流 100 メートル下流端から下流 100 メートルの区域	うぐい・ おいか わ

### (全長の制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長未満の ものを採捕してはならない。

魚種	全 長
うぐい	10 センチメートル
いわな	15 センチメートル
やまめ	15 センチメートル
にじます	15 センチメートル
Z V)	20 センチメートル
うなぎ	30 センチメートル

2 かじか卵は採取してはならない。

#### (遊漁料の額及び納付方法)

- 第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が高校生以下のときは無料、肢体不自由者(身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者)又は女性のときは同号三に掲げる額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、同号四に掲げる額とする。
  - 一 手釣又は竿釣による遊漁の場合

魚	種	漁具・漁法	遊漁料
あ	ゆ	竿 釣 (友釣りに限る)	1日2,500円、1年12,000円
雑	魚	竿 釣 (うなぎに限り	1日1,500円、1年8,000円

手釣、竿釣とする。)

## 二 第3条で規定するキャッチアンドリリースの場合

魚 種	漁具・漁法	遊漁料
	疑似餌釣り(ルアー・フライ・	  同号一に掲げる雑魚の
やまめ、にじ	テンカラ) でカエシのない (バ	
ます、いわな	ーブレス)シングルフック1本	と   と   と   と   と   と   と   と   と   と
	を使用した竿釣り	

# 三 肢体不自由者(身体障害者手帳三級以上又は療育手帳の所持者)又 は女性のとき

魚	種	漁具・漁法	遊漁料
あ	ゆ	竿 釣 (友釣りに限る)	1日1,000円、1年5,000円
雑	魚	竿 釣 (うなぎに限り 手釣、竿釣とす る。)	1日500円、1年4,000円

### 四 当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するとき

魚	種	遊漁料	但し、遊漁者が肢体不自由者(身体障害 者手帳三級以上又は療育手帳の所持者) 又は女性のときは下記の額とする
あ	ゆ	1 目 5,000 円	1 日 2,000 円
雑	魚	1 日 3,000 円	1 日 1,000 円

2 遊漁料は、組合のウェブサイトにて公表する場所又は組合が指定する オンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、1 日遊 漁料については、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するこ とができる。 (特定釣漁場)

第9条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、 イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁をし ようとする場合には、工欄の料金を組合が指定する場所において納付し なければならない。

ア.区 域	イ.魚種	ウ.期間	工.料 金
			来場者に合わせて魚を
ワキ谷の稲越川	いわな	3月1日か	放流する
との合流点から		6	いわな 1人・1 kg放流
上流 1,000m まで		9月9日ま	3,500円
の区域	にじます	で	にじます1人・1kg 放流
			2,000円

(遊漁承認証に関する事項)

- 第 10 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を 記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含 む。)を遊漁者に交付するものとする。
  - (1) 承認を受けた者の氏名、住所(ただし1日遊漁券の氏名、住所については省略することができる。)
  - (2) 承認期間
  - (3) 魚種
  - (4) 漁具·漁法
  - (5) 遊漁区域
  - (6) 遊漁料の額
  - (7) 注意事項
  - (8) その他参考となるべき事項
  - (9) 発行者名
- 2 遊漁承認証の交付は、前条第2項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
- 3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

- 第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視 員の要求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の 遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等の ために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

#### (漁場監視員)

- 第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
  - (1) 氏名
  - (2) 有効期間
  - (3) 注意事項
  - (4) その他必要な事項
  - (5) 発行者名

#### (違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止 を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁 者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は、令和6年1月1日から施行する。